令和８年度

最高裁判所営繕技官選考

（係員級）

受験案内

第１　業務内容

○　裁判所では、全国各地にある４５０あまりの裁判所施設を、整備、維持するため、裁判所施設に精通した技術系国家公務員である「営繕技官」を配置し、施設面から裁判の運営をサポートしています。

○　現在は最高裁判所事務総局経理局営繕課に約９０人の営繕技官が配置されています。

○　営繕技官は、建築（意匠・構造）、電気設備、機械設備の専門分野ごとに、裁判所の施設の新築・改修の設計・積算や工事監理などの工事に関する業務を主に担当しています。工事以外にも、予算要求や、施設行政に関する企画立案、工事の検査など多岐にわたる業務を手掛けています。

第２　待遇

１　任用

特別職の国家公務員として任用します。

２　給与

初任給は、２７８，４００円から３８０，１６０円の範囲（令和８年４月１日現在のもの）で、職歴等により個別に決定されます。このほか、給与法等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

３　勤務時間・休暇

○　勤務時間は１日７時間４５分、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みです。

○　休暇には、年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合、採用の年は１５日。残日数は２０日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア等）、介護休暇等があります。

○　ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業、フレックスタイム制等があります。

第３　求める人材

営繕業務に関する、一定の専門知識及び経験を有し、専門分野について独立して、書類作成関連業務、設計業者及び工事業者対応業務、所内調整などを行うことのできる能力を有する者

第４　応募資格

１　以下の条件を満たす方が応募することができます。

民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として建築、土木、電気、機械のいずれかに関する職務経験を有する者又は高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院において、建築、土木、電気、機械のいずれかに関する課程を修めて卒業若しくは修了した者

※　最終合格者の方には、最高裁判所が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、勤務経験に通算されませんので、ご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

２　以下に該当する方は応募できません。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　国家公務員法第３８条（欠格条項）に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

(4)　国家公務員法に規定する定年年齢を超える者

第５　歓迎要件

次の職務経験・資格を有する者が望ましい。

１　職務経験

○　庁舎や事務所の新築や改修の企画・計画に関わった経験

○　庁舎や事務所の新築や改修の設計・積算に関わった経験

○　庁舎や事務所の新築や改修の工事監理に関わった経験

２　資格

○　構造設計一級建築士

○　設備設計一級建築士

○　一級建築士

○　建築設備士

第６　採用予定人数

１　建築設計　　２名程度

２　機械設備設計　１名程度

第７　採用予定地

最高裁判所

原則として、採用後も他の裁判所に異動することなく、最高裁判所で勤務することになります。

第８　採用予定時期

令和９年４月１日（採用予定日は採用者の事情に配慮します。）

第９　選考日程

受付期間	令和８年１０月２２日（木）～１２月１日（火） 午後１１時５９分まで
第１次選考 合格発表	令和８年１２月１０日（木） 第１次選考応募者全員に、結果をメールで通知します。
第２次選考	令和８年１２月１７日（木）、１８日（金）のいずれかの日 第１次選考合格者に、日程をメールで通知します。
第２次選考 合格発表	令和８年１２月２４日（木）（予定） 第２次選考受験者全員に、結果をメールで通知します。
第３次選考	令和９年１月１２日（火）、１３日（水）のいずれかの日 第２次選考合格者に、日程をメールで通知します。
最終合格発表	令和９年１月２６日（火）（予定）

第10　選考方法

	選考方法	実施方法
第１次選考	履歴書及び職務経歴書による書類選考、レポート試験	履歴書、職務経歴書及びレポートをメール提出することにより実施（詳細は、「第11　第１次選考（レポート試験）」及び「第12　応募方法」を参照すること）
第２次選考	１次個別面接試験（人物試験）	Ｗｅｂ面接（ＰＣ等を用いて、インターネット上で行う面接）の方法により実施
第３次選考	２次個別面接試験（人物試験）	最高裁判所で対面により実施

第11　第１次選考（レポート試験）

１　課題

以下の(1)及び(2)について述べてください。

（1） 裁判所（営繕技官）を志望する理由及び裁判所施設に対するイメージを述べてください。

（2） 裁判所入所後に、営繕技官として取り組みたい業務を述べてください。

なお、記述に当たっては客観的な事実（いつ、どこで、誰と（個人名不要）、何を、なぜ、どのようにして等）を明確にしてください。

２ 注意事項（レポート試験用紙の記入について）

（1） レポート試験用紙は指定の様式を使用してください。文字はＭＳ明朝、１８ポイントで設定されています。見出し、強調、外国語表記のために、フォントを一部変更（太字、他のフォント等）しても差し支えありません。フォント以外（文字サイズ・字数・行数・余白等）の設定は変更しないでください。

（2） レポート試験用紙は２枚程度としてください。

（3） １枚目の氏名欄に氏名を記入してください。

（4） これまでに経験した事実に基づき記載してください。職務経験等に虚偽の内容を記載しないでください。また、記載された内容は、面接試験で尋ねることがあります。

（5） レポート試験用紙はＰＤＦ形式で「第12　応募方法」に従ってメールで送信してください。

第12　応募方法

１ 応募手順

（1） 営繕技官採用ホームページから必要書類をダウンロードする。
https://www.courts.go.jp/saiyo/sikenjoho/eizengikan_saiyou/index.html

（2） 以下のフォームから必要事項を入力し、回答する。
【応募用フォーム】https://forms.cloud.microsoft/r/Yqx2cWx1nq

（3） (2)のフォームの回答後に表示された宛先に、２の必要書類をＰＤＦ

形式でメール送信する。

※メール件名は、「氏名・応募業種・１次選考応募について」にする。

メールの送付をもって受付完了とする。

２　必要書類

（1）　履歴書（様式１）

※証明写真は、提出日から３か月以内に撮影した写真とする。

（2）　職務経歴書（様式２）

※チェックボックス（応募する業種）をチェックすること。

（3）　レポート試験用紙（様式３）

３　受付期間

令和８年１０月２２日（木）

～１２月１日（火）午後１１時５９分まで

第13　問合せ先

最高裁判所事務総局経理局営繕課　担当：　坂本・夏堀

TEL　０３－４２３３－５３９２（平日９：００～１７：００）